

毎週火、金曜日発行(但休日相当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 昭和三十三年度にかかる各種機関の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十三年
度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果
を次のとおり公表する。

昭和三十四年十二月二十二日

鳥取県監査委員

- 同 松本利治
- 同 萩原治郎
- 同 井上善一

監査箇所	執行年月日	戸田俊己
米子警察署	昭和三十四年五月二十日	
倉吉	七月三日	
溝口	六月六日	
郡家	七月十三日	
智頭	八月十四日	
黒坂	八月十六日	
宝木	八月十七日	
岩井	九月七日	
鳥取	九月十二日	
米子職業訓練所	六月三日	
鳥取	九月八日	
倉吉	九月十七日	
鳥取農業高等学校	九月九日	
境水産高等学校	九月十五日	
法勝寺農業高等学校	九月十六日	
鳥取ろう学校	九月二十二日	

各署別警察官配置状況調

区 分	署 別	定 員	現 員	過 不 足	現 員 の う ち			摘 要
					休 養	長 期 療 養	月 平 均 入 校	
岩井	二二	一一五	一一二	一	二	二	〇・七	一
鳥取	四七	二二	四六	△一	一	一	一・六	五
郡家	二二	二六	二二	△二	一	一	〇・七	二
智頭	七八	三二	七八		一	一	〇・六	二
宝木	二二	二六	二四		一	一	〇・七	二
倉吉	三二	三二	三二		一	一	〇・六	二
八橋	一一九	三二	三二		一	一	〇・六	二
米子	三八	三二	三六	△二	一	一	〇・八	一
境港	二二	二二	二二		一	一	〇・二	一
溝口	二二	二二	二二		一	一	〇・二	一
黒坂	二二	二二	二二		一	一	〇・九	一
合坂	五四二	五四二	五四二		二	二	一・一	二
三三、四、一	五四二	五四二	五四二		二〇	四二	三・〇	一九

鳥取盲学校 同 二十九日
鳥取県遺族連合会 同

今回県下十一警察署に対する、昭和三十三年定期監査を執行したのであるが、その結果各署とも、民主警察の確立と、治安の確保に努力が払われ、概ね円滑に運営がなされているものと認めた。しかしながら、昭和三十四年度から警察官十名の定員増を見たが、職務の特殊性から直ちに充足は不可能で、第一線警察官の不足は依然として解消されず、活動経費もまた充分でなく、しかも、各種犯罪は年々増加の傾向にあって、悪質かつ、複雑巧妙化し、事件処理も困難を極め、その他諸業務もますます増大して、警察業務運営上苦りよしている実情である。県はこれら警察行政の現状につき、さらに、検討を加へ適切妥當な措置対策を講じ、もって第一線警察活動の能率化と治安の確保につき、格段の配意を要望するものである。

一 各署別の警察官配置状況は左表のとおりで五百四十二名の定員は一応満されているが、現員のうちには退職者十一名その他長期療養者、健康上要注意者、学校派遣等を差引けば実質的活動人員は定員を甚しく下廻っている。しかも、内勤事務は年々増大するために、いきおい外勤にしわよせられて、岩井、境港署を除いては、各署とも一ないし七箇所の補動を余儀なくし、さらに、押送、看守勤務等を考りよすれば第一線の勤務は甚しく過重となっているので、退職者の定員外措置による実動人員の確保について、当局の配意を望む。

なお、本部及び署を通じての、職員の適正配置と公安委員会規則による配当定員の改正についても、検討されたい。

二 各署別の駐在所(派出所を含む)の状況は左表のとおりで、大部分が市町村有であるが、総体的に老朽建物が多く、職員の健康管理上からみても、緊急改築を要するものも相当数あって、これが維持補修に各署とも苦りよしている。とくに、市町村合併によって、次第に維持管理に対する市町村の協力が得られなくなり、最近では県に対し財産引継方を要望している実態で、ますます腐朽の度を高めているので、これが、根本的対策につき当局の配意を望む。

なお時勢の推移に伴い派出所、駐在所の移転統合を図ることが適当と認められる地区もあったので、これについても当局の検討を望む。

各署別駐在所(含派出所)状況調

署別	区分			
	県有	市町村有	個人有	合計
岩井	1	9	1	9
鳥取	2	28	1	31
鳥家	2	18	1	21
合計	5	45	3	53
				要緊急改築数
				3 6 1

合計	黒坂	溝口	境港	米子	八橋	倉吉	宝木	智頭
三五	二	1	1	二四	一	二	一	1
一五二	八	九	七	一五	二二	二七	一一	八
六	一	1	1	二	一	一	1	1
一九三	一	九	八	四一	一四	三〇	一二	八
三一	六	1	1	八	一	二	二	三

三 機動力の配置状況は左表のとおりで、各署とも整備保全と合理的の使用に努力が払われているが、本県の地理的悪条件もあって、損耗も甚しく更新期にきているものあるいは、実用向でないもの等も見受けられるので、これが、経備充実について強く国に要請し、第一線機動力の強化に一層の配意を望む。

また、警察官不足と、広はんな受持区域及び山間僻地における活動の能率化と、犯罪検挙のスピード化に対処して、県費支弁による自動車車の増配についても、

さらに、考りよされたい。

なお、第一線警察官で自動車車を所有して、公務活

各署別機動力確保状況調

動に使用している向も見受けられたが、これらに対する燃料費の援助等についても考究の要がある。

署別	区分										
	乗用車	中送車	小送車	ジープ	パトカー	白バイ	側車	軽自動車	原付	オート	合計
岩井	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	4
鳥取	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	11
鳥家	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	11
合計	3	3	3	5	3	6	3	5	3	3	29

四 最近における各署別刑法犯の発生並びに検挙状況は左表のとおりで、検挙率は年々向上しているが、なかには、捜査専従職員の長期病欠、学校派遣等のため、活動に支障を来した署もあったので、職員の適正配置を図るとともに、捜査費の効率的執行にも配意し、さらには、署内横の連絡は勿論各署間の一層緊密な連けいのもとに事件解決の向上に格別の配意を望む。

各署別刑法犯発生及び検挙状況調

署別	昭和三十一年			昭和三十二年			昭和三十三年		
	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率
岩井	二〇三	一六七	八二・三%	二三一	二〇二	八七・四%	二三三	二〇三	八七・一%
鳥取	二、八二〇	一、六九二	六〇・〇%	二、八七六	一、七一六	五九・七%	二、四四六	一、四九六	六一・二%
郡家	六〇一	四一〇	六八・二%	五六二	四九二	八七・五%	二九九	二四五	八一・九%
智頭	一七六	一一六	六五・九%	一八三	一三七	七四・九%	一四四	一一二	八四・七%
宝木	一八二	一五四	八四・六%	二二〇	一六五	七四・六%	二一八	一八九	八六・七%
倉吉	一、三一八	一、三八	八六・三%	一、〇二二	七七五	七六・六%	一、三六	九〇九	八〇・〇%
八橋	二九二	二四二	八二・九%	一八四	一一〇	六五・二%	一六七	一四八	八八・六%
米子	一、八八三	一一七	五九・三%	二、六〇一	一、五四八	六八・五%	〇、九三二	四六二	六九・九%
境港	六〇九	四七〇	七七・二%	五三三	四五五	八五・四%	五二二	四四一	八六・一%

三三	三	七	三	一四	五	五	九	五	二	一	五四
一〇	現在										

溝口	二七五	二三四	八五・一%	一一九	九四	七二・九%	一三七	一一四	八三・二%
黒坂	二〇〇	一五七	七八・五%	二〇五	一九〇	九二・七%	二二三	一六九	七九・三%
合計	八、五五九	八、九七	六八・九%	八、三八五	八、九四	七〇・三%	五、九八五	四、九八	七二・四%

備考 本表は、警察本部犯罪統計書による。

五 過去三ヶ年の道路交通取締法違反及び交通事故の状況は、左表のとおりで、各署とも交通取締の強化に努力のあとは見られるが、車輛の増加並びに大型化等のため、交通事故も増加の傾向にあるので、あらゆる関係機関とも緊密な連絡をとって、交通道德の普及徹底、運転業者の教養指導違反の厳正取締の強化に一層配意して、事故の未然防止に努められたい。

道路交通取締法違反検挙及び交通事故件数調

署別	違反検挙件数		
	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十三年
岩井	八三	一三六	一〇一
鳥取	一、九九八	一、五八〇	一、七〇六

郡家	三九一	二八六	五三一	三二六
智頭	二八六	一一一	一六四	七三
宝木	一一一	二二八	七三九	一、七二三
倉吉	二、〇二八	一、七三九	六四	四三六
八橋	二、三三三	三三三	一、七三九	一、七二三
米子	一、八三七	二、四五四	二、五五五	三、八一
境港	二九九	四一九	三二九	三二九
溝口	一三〇	一九四	一一三	一一三
黒坂	一三一	二二六	二一七	二一七
合計	七、五三七	七、八二〇	七、九六〇	七、九六〇

年別 区分	交通事故件数		
	死者数	傷者数	物的損害
昭和三十一年	四三〇	四二二	九、九六七千円
昭和三十二年	四八五	三四	七、八九二千円
昭和三十三年	五八一	四五	七、二六〇千円

備考 本表は警察本部犯罪統計書による。

六 防犯並びに広報活動については、第一線警察官の不足を補うためにも、外部団体による協力体制の確立が急務であり、各署とも自主防犯組織の確立と、これが、育成助長に留意し活動の強化に努めているが、都市部の署は他の事件、業務に追われて、比較的低調で

各署別警察官住宅状況調

岩井	区分		後援会建物	自宅	借家間借その他	合計	借家間借の占める割合
	署別	(含公共建物)					
一人	八人	三人	人	一〇人	二人	四五人	%

昭和三十四年十月現在

あるので、とくに、都市部の防犯協力体制の確立と活動の強化に、一層の努力を望む。
 なお、広報活動の推進にあたって、拡声機の設備充実並びに活動経費の増額措置等についても考慮された。
 七 各署における警察官の住宅の状況は左表のとおりで、借家、間借等の占める割合は四九%である。警察官は職務の性質上居住地の制限を受けるため、各署とも住宅確保に困惑している実情につき、早期住宅の増設と従来支給していた宿舍手当に代るべき、何らかの優遇措置を講ずる等、住宅対策に当局の考究善処を望む。

鳥取	郡家	智頭	宝木	倉吉	八橋	米子	境港	溝口	黒坂	合計
一〇	一	一	三	二	一	四	二	一	四	四九
一八	一八	八	二二	二四	一四	三一	四	八	〇	一五五
一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一七
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五七
五四	一八	五	九	四五	一四	六三	二六	九	一一	二六四
一一二	四六	二二	二四	七八	三一	一五	三六	二二	二四	五四二
四八	三九	二三	三八	五八	三七	五〇	七二	四一	四六	四九

八 各署の活動経費の執行状況を検討すると、なかには、経費の増額を要するもの、または、効率的な執行に配慮が必要と思われるものがある。とくに、時間外及び特殊勤務手当の僅少、捜査活動経費、自動車用燃料費の不足は常時の活動を困難ならしめているので、さらに、適切な予算措置を講ずるとともに、適正か

つ、効率的な執行についても、なお、一層配慮された。
 九 次に各署別(境港、八橋警察署は報告済み)の特記すべき事項は別記のとおりである。

倉吉警察署 昭和三十四年七月三日監査

監査委員 松本利治
同 荻原次郎
同 井上善一
同 戸田俊己

一 当署庁舎は大正十二年に建築したもので、相当老朽化し、かつ、狭あい、で、会議場もなく武道場を兼用している。

また、代用監獄もあって、留置場も狭く全面的改築の要があるものと認められるので、当局の善処を望む。

二 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 報償費の精算事務を正規のとおり処理すること。
- 2 道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱いに、検討を要するものがあつた。
- 3 留置人名簿の記載は確実に行うこと。
- 4 遺失物の期満失効具帰属金の調定は、早期に行う

とともに、歳入振替は、調定日に行うこと。
溝口警察署 昭和三十四年七月六日監査

監査委員 松本利治
同 荻原次郎
同 井上善一
同 戸田俊己

一 当署の刑法犯の発生状況は、昭和三十二年が一二九件、昭和三十三年が一三七件で、昭和三十一年の二七五件に比較すると、著しく減少している。これは、警察広報活動を強力に推進した結果によるものと思われるが、防犯協議会、その他関係機関とも緊密な連携をとって防犯活動に、なお一層の留意を望む。

二 経理出納その他事務処理については、おおむね適切と認めしたが、自動車用燃料の出納は一層正確を期されたい。

米子警察署 昭和三十四年五月二十日監査
監査委員 松本利治
同 井上善一

同 戸田俊己

一 本年度三十九万円で、刑事室、取調室を改造整備したが、留置場は六監房しかなく、複数収容を余儀なくしている実情で捜査業務遂行に甚しく支障があり、被疑者の処遇上からも適当と認めがたいので、これが増設について、当局の配意を望む。なお、既存監房内部の改善及び外さく、の取付についても、善処の要がある。

二 管内車尾、日吉津、厳地区は日パ工場建設以来急激に発展したが、該地区の警備上は勿論旧米子市内で、発生する犯罪の検挙と予防的見地からも現在の車尾ほか、附近地の駐在所を統合した、日野橋西詰に派出所を新設することが、管内警備体制強化の一方策とも考へられるので、当局の考りよを望む。

三 経理出納その他事務処理については、おおむね適切と認めしたが、道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱いに、検討を要するものがあつた。

那家警察署 昭和三十四年七月十三日監査

監査委員 松本利治

同 荻原次郎
同 井上善一
同 戸田俊己

一 署長以下総力をあげて、管内警察諸般の業務の円滑な推進に努力しているものと認めた。とくに、春米発電建設工事に伴う警備体制については、春米地区防犯協議会を結成して、自主防犯体制の確立を期すると共に、駐在所の新設、若桜派出所の機動力の増強等の措置を講じ、治安維持に努めていた。

二 経理出納その他事務処理については、おおむね適切と認めしたが、遺失物の期満失効具帰属金の調定は、早期に行うとともに、歳入振替は調定日に行うこと。

智頭警察署 昭和三十四年七月十四日監査

監査委員 松本利治
同 荻原次郎
同 井上善一
同 戸田俊己

一 庁舎は、警部派出所当時の建物で、狭いので、業務遂行に不便を生じている。とくに、捜査室は訓示室の一部を間仕切りしてあてており、智能犯、共犯関係者の取調に支障を来しているので、取調室並びに鑑識室の早期増築整備について、当局の善処を聖む。

二 簡易裁判所並びに、区検察庁の当署管内誘致については、前回指摘要望したとおりで、これが、実現方について当局の善処を要望する。

三 防火設備は、満水バケツ程度で他に見るべきものがなく、幸い上水道があるので、消火栓直結ホースの整備についても配意の要がある。

四 経理出納その他事務処理について、次の点留意されたい。

1 当署敷地は国有地(七三坪)のほか、借用地があるが、現地に於ける国有地の区画の明確を期すること。
 なお、出来れば速かに借用地の寄附採納の手続を了すること。

2 報償費の経理及び旅行命令の事務処理について、

遣らうのないようにすること。

3 燃料の購入にあたって、契約価額に相違していたものがあつた。

黒坂警察署 昭和三十四年八月六日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

一 庁舎は、昭和二十九年国家地方警察時代に新築されたもので、当時予算的な制約を受けて、建物の規模が小さく、本年度十三万円で取調室、接見室、炊事場の改善を実施したが、捜査係室及び会議室は狭いので、取調室も、なお、不足し業務遂行に支障があるので、これが、増築整備について、当局の配意を望む。

二 昭和三十三年の管内刑法犯の状況は、発生二一三件、検挙一六八件、検挙率七九パーセントで、昭和三十三年の検挙率九二パーセントに比して、一三パーセント低下している。これが、主な原因は捜査関係職員三名のうち一名は鑑識業務を兼務し、他の専従職員も

長期病欠、学校派遣等のため勤務が欠けたためで、職員の適正配置についてはとくに、配意して捜査実績の向上に努められたい。

三 道路交通取締行政については、運転者並びに関係業者の技術の向上と、教養指導に努めると共に、民間に対する交通道德の啓蒙、こう揚に努め他面道路使用及び制限外積載許可その他交通取締の強化をはかり、また、交通安全協会の協力を得て昨年度に引続いて、各種道路標識一一九ヶ所設置する等努力が払われていたことは結構である。

四 経理出納その他事務処理については、おおむね適切と認めしたが、道路一時使用許可証交付手数料徴収の取扱いに、検討を要するものがあつた。

宝木警察署 昭和三十四年八月十日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

一 懸案となつていた、庁舎の改築について、昭和三十四年度浜村町地内に移転改築が決定し、監査当時敷地整地工事を完成していたが、早期完成を図って、管内治安体制の確立に努められたい。

二 経理出納その他事務処理については、おおむね適切と認めしたが、風俗古物営業等許可につき、許可期限満了後廃業、更新等処置されず、長期間放置されているものがあつたので、適期処置につき指導の要がある。

岩井警察署 昭和三十四年九月七日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

一 当署庁舎の管内中心地への移転進出及び小羽尾、池谷、海士各駐在所の適地移転について、これが、早期実現方を重ねて要望する。

なお、次席宿舍の速な建築についても考慮されたい。

倉	吉	米
内 建 家 建 理 機 関 整 備 務	築 具 具	自動車整備(昼) / (夜)
一	三	二
一		
二		一
二	三	二
二	三	二
二	三	二
△		△
一		一

二 各所とも補導計画の策定については、各科別教程時間を作製し計画実施に努めているが、生産収入額に対し需要費を比例按分し、実習科程の計画運営に、ごを生じている面もあるので、補導計画の策定と需要費との調整を充分配り、よするとともに、応用実習の実を挙げるよう適確な措置が肝要である。

また、生産収入については逐年考り、よがなされているが、基礎訓練の徹底について、なお一段の配り、よが望まれる。

三 訓練所建物側塀等の施設を応用実習により実施し、

これらの諸材料を原材料費をもって支出しているが、これが完成後における財産整理並びに管理上に、適切と認め難いものがあるので、この場合の取扱ひ及び処理について考りよ決定の要がある。

四 機械器具の整備充実については、年次計画により逐次改善はされているが、時代の推移に伴う新規機械を導入し、経済の諸情勢に則した指導訓練を行うよう留意する必要がある。

また、基準に対し不足しているもの、損耗度が甚しく老朽化しているもの、とくに超仕上鉋、ピット、エ

ンジンテスター(倉吉) 手押鉋盤、エレクトロテスター、ヘッドライトテスター(米子) ガレジジャッキ(鳥取) 等更新の時期に当面しているものもあるもので、これが早期整備につき善処されたい。

五 事務処理の簡素合理化については、各所とも努力しているが、実習過程における原材料の購入、受払の記録整備、製品の原価計算及び評価基準の適用等が区々であり、また製品の引継、処分の記帖処理並びに収入事務の取扱ひについてもさらに、留意改善すべき事項が少くないので、主管課はこれらの事務処理方式の統一を図り、適確かつ効率的執行を行わしめるよう現地指導の徹底を期する要がある。

米子職業訓練所 昭和三十四年六月三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 寄宿舎設備がないため監査時において、物置を改造

し応急使用(八人在舎)していたが、管理上種種支障を来している実状につき、寄宿舎設置が緊要と認められるので、県当局の善処を望む。

二 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

- 1 原材料の購入手続並びに受払状況の記録整備等につき、改善を要すべきものがあつた。
- 2 研磨機並びに鉋の売却にあたり、予定価格を設定していない。

鳥取職業訓練所 昭和三十四年九月八日監査

監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 井 上 善 一

同 戸 田 俊 己

一 経理出納その他事務処理に当って次の点留意検討されたい。

- 1 原材料の棚卸はさらに厳格に実施し、実施量を常時明確には、あく、する要がある。

2 原材料のうち木工料の主要材料(ブナ、杉材)の受払につき、不突合を生じていたので、出納についてはさらに、適確に処理すべきである。

3 所外委託実習に対し努めて契約を成文化し、責任

区分の明確を期する要がある。

倉吉職業訓練所 昭和三十四年九月十七日 監査

監査委員 松本利治
同 荻原治郎

一 遠隔地よりの入所生が相当数(監査時に七人が寄宿舎に入っている)あり、実習場の一部を改造して寄宿していたが、建物の構造が悪いため保健上不適当と認められるので、寄宿舎の早期設置の要がある。

また、製品倉庫及び木材乾燥室等が不備のため、実習上支障を来しているので、これらの整備についても善処を望む。

なお、敷地内排水施設についても考りよの要がある。

二 各科とも中途退所者が相当数あり、家庭事情による

ことが主な理由になっているが、入所時の厳選と退所防止について、適切な指導に努められたい。

三 経理出納その他事務処理に当って、次の点留意検討されたい。

1 収入事務のうち現金取扱いのものを告知書により処理しているが、現金領収書により処理すること、また調定事務が遅れていたもので早期調定を期されたい。

2 原材料の常時は、あくを期するため、これらの受払いはさらに、明確に処理するとともに棚卸の励行に努める要がある。

3 賃金並びに報償費の支払内容に検討を要するものがある。

4 敷地は速に登記手続を完了されたい。

今回県立高等学校及び盲ろう学校に対する昭和三十三年定期監査を執行したのであるが、その結果各学校とも人的、財政的な制約のもとに、種種改善に努力し、概ね円滑な運営がなされていた。

しかしながら校舎の不足と老朽化、内容設備の不備、需要経費の不足等は、依然として学校運営の大きなあい路となっている。

校舎の改築整備については、第二次四ヶ年計画の最終年度である、本年度事業を完成してもなお、文部省暫定基準に対し相当坪数が不足し、内容設備についても産振法等の助成によって、充実は見たものこれとて国の基準にはほど遠く、需要経費も年々増額考りよが払われているが、現在なお五十五%は外郭団体に依存している実情である。

また、学校規模の適正化、学校差の解消、設置課程の再編成、定時制高等学校の問題等種種検討を要する事項も少なくないので、県並びに教育委員会当局はこれら重要問題について慎重に検討を加え、高等学校教育振興に一層配慮されんことを要する。

なお、各校の共通事項は概ね次のとおりである。

一 定時制課程の運営については、本年度東伯実業及び日野実業高校が独立発足し、また、各校とも施設設備

の充実に努力はしているが、志望者は依然少く、なかには定員の半数にも満たないものも見受けられ、しかも予備的な色彩も強く進級するに従って生徒数は減少する状況である。

完全教育並びに効率的な学校運営の面から統廃合に再検討を加へると共に施設設備の充実と定時制教育の認識徹底に今一層配慮の要がある。

二 校舎の整備については、本年度六千九百余万円をもって八頭高ほか十七校の緊急を要する校舎の増改築整備に努め、各校とも年年充実を見つつあることは結構である。しかしながら文部省暫定基準に対しなお、二万八千平方メートル不足し、しかも現有建物のうちには危険校舎が十九%を占めており、とくに新設校は比較的学

校規模も小さく後援団体が弱小であるので、財政的に制約を受けて立遅れ教育運営に少なからず支障を生じているので、さらに適切な措置を講ずる要がある。

三 施設設備については、産業教育振興法施行以来本年度までに総額一億六千五百余万円を投じて充実に努

め、その他各種振興法による助成もあって、逐年充実に見ているが国の基準にはほど遠くかつ学校差があるので、緩急度を勘案してさらに、整備充実の要がある。

なお、現有施設設備で遊休の状態におかれているものがあるが、これが活用についても改善または、保管転換に一段の考りよを要した既に使用命数の来ているものも相当見受けられるので、これが更新についても特別な配慮の要がある。

四 過去三ヶ年間に於ける生徒一人当り県費需用経費は左のとおりで、逐年考りよが払われているもの、なお、五十九多はPTA等団体に依存している実情であり、施設設備費その他に対する父兄及び後援団体の負担も容易ならぬものがあるので、需用費の県費増額措置と適正経理の指導について配慮が望ましい。

生徒一人当り県費需用費

昭和三十一年度 六四二円
昭和三十三年度 七五八円

昭和三十三年度 七九七円

五 最近における進学並びに就職の状況は次表のとおりで、進学指導については各校とも放課後における補習授業等に努力が払われて、進学率は昨年に比し上昇を示しているが、なかには不振校も見受けられるので、生徒の個性能力に応じた適正指導に一層の配慮を望む。

また、就職のあつせん指導も概ね順調に行われ、本年度は完全就職に近い状態であるが、就職希望者は年増加の傾向にあるのでさらに、関係機関と緊密な連携いをとって、就職開拓に努めるとともに、折角の就職者が不満感を抱き、あるいは離職者も生じているので、形式的なあつせんに流れず就職する生徒個個に対する教養的指導に留意し、就職あつせんの円滑を期する要がある。

一 進学状況調査
県立高等学校卒業者の進学並びに就職状況調査

年度	卒業者数		進学志願者数	進学者数	志願者に対する進学の割合
	男	女			
昭和三十一年度	五,二四五	一,一八二	一,一八二	七六六	六四・八
昭和三十三年度	五,九四一	一,三八八	一,三八八	九二二	六六・四

備考・文部省指定統計による。

二 就職状況調査

年度	就職希望者数			就職者数			就職率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和三十一年度	一,五四四	八四四	三,八八二	四七七	七八四	二六一	九九二・七	九九四・七	九九四・七
昭和三十三年度	一,四八九	八七四	三,六三二	四五七	八五五	三二二	九九七・八	九九七・八	九九七・八
昭和三十三年度	一,六九四	一,三六二	八三〇	六九三	一,三五一	八二八	九九九・九	九九九・九	九九九・九

備考 職業安定課の調査資料による。

六 特別会計の運営については、産振法の助成と実習費振興基金の融資によって、逐年施設設備が充実強化さ

れこれに伴って、各校とも会計規模が増大しているが、独立採算制に強いらられるために、教育教科面に相当無理を生じて運営されている点があがわられるので、

とくにこの面の調整に配慮されたい。
なお、生産部門と事務部門の連携、不充分のため、生産物の引継処分等に明確を欠くもの、その他事務処理についても検討改善を要するものも見受けられたのでさらに、連携を密にして事務処理の適正を期されたい。

七 学校敷地のうちには、具有移管について地元との折衝未解決となっているもの、その他種懸案となっているものも少なくないので。関係当局においてもこの点に留意し、逐次解決に努力されたい。また、PTA等後援団体名儀の財産及び備品等についても、県に移管手続を了し管理の万全を期する要がある。

八 学校管理事務は、行政の進展と共に年年増大し、また各種会合、行事も相当頻繁に行われいきおいこれが学習指導面にしよせとなる傾向も見受けられるので、事務の簡素合理化は勿論、計画的な諸会合の持ち方等についてさらに、考究し完全授業を期するよう関係当局の配慮を望む。

なお、各学校別の特記すべき事項は次のとおりである。(右以外の倉吉西高等学校ほか二十二校は報告済み)

鳥取農業高等学校 昭和三十四年九月九日監査

監査委員	松 本 利 治
同	萩 原 治 郎
同	井 上 善 一
同	戸 田 俊 己

一 本校の施設設備は地元の協力と関係当局の努力によって、逐年整備充実され本年度も九十万円で、宿直室、湯沸場を完成していたがなお、渡廊下、生徒昇降口が不足し、実習施設についても農場納屋、堆肥舎、水肥舎が狭あい、または、不足を告げているので早期整備の要がある。

なお、図書館は普通教室を転用した間に合せのなもので、これが新築についても当局の配慮を望む。

二 本校実習地のうち水田は、僅かに四十二アールで甚だ貧弱であるので、これが確保について当局の配慮を

望む。

また、畑地は殆んどが砂地で経営管理に困難を来していたが、幸い砂地かんがい施設が利用できるようになった現在、本校末端かんがい設備の整備についても考り、よの要がある。

また、実習地の県有登記については、前回の監査で指摘したとおりで早期整理に努力されたい。

三 実習会計の運営については、地域社会の農業の実態に適応した経営の在り方について、意を用い砂丘地における経済的経営に研究努力しているが、各生産部門における教科との関連については、慎重考り、よを要するものがあり、また、耕種設計実施記録のなお、不十分なもののその他事務処理についても検討を要する点もあったので、適正な運営についてなお一層の配慮を望む。

四 鹿野分校の校舎は概ね整備され、本年度も四十万円で製茶工場を完成し、地域産業の開発振興に資すべく配意し学校運営に努力しているが、今春の入学状況は

生徒定員四十名に対し、第一次及び第二次募集を合せて僅かに十三名で、しかも年年減少の傾向にあり、生徒確保は依然として困難を極めている。本校の将来の在り方について当局の慎重なる検討を望む。

五 美和分校は生徒定員を確保し、入学志望者は年年増加の傾向に在り、地域社会とも緊密な連携のものに概ね円滑な運営がなされているが、校舎は新築移転後財政事情もあって、計画どおり整備を見ていないので、教室が不足して特別教室を普通教室に使用し、全校出校日には宿直室も利用している実情で、教育上に少なからず支障を生じているので、これら施設整備について当局の配慮を望む。

六 美和分校運営上の目下の最大の痛は、校舎移転政策時の地元寄附金の内部未済問題である。(県へは寄附済)鳥取市分七六万円一般分約四〇万円計一一六万円が抛出未済で金融機関から借入れている模様であるが、これが整理が完了せねば、爾余の学校施設設備に対する協力は到底望むべくもないばかりでなく、学校

教職員は前記未抛出寄附金の募集にはん走し、授業にも支障を来していたことは甚だ遺憾である。当局は何等かの指導援助を与へ、これが速な解決を図るべきである。

七 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 通勤手当認簿の整理を厳にすること。
- 2 原材料出納簿の記帳は正確を期すること。
- 3 生産物の引継処分等の事務処理は一層明確にすること。

境水産高等学校 昭和三十四年九月十五日 監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一
 同 戸 田 俊 己

一 本年度二百九十六万余円で無線実験室、漁業実習室、練製実習室、計器室を完成したほか、特別会計実習費振興基金百二十万円を措入れて製造工場設備の増

設を図る等整備充実に努めると共に、狭隘であった運動場の拡張も、県費九十九万余円で千五百一平米を購入し、また製造工場廃液の処理及び防火水槽の補修も実施する等、地元の援助と当局の努力によって面目を一新していた。

しかしながら標本室、図書館がなく無線実験室及び漁業実習室の設備も不足しており、なお渡廊下も必要であるのでこれが、整備充実にしても当局の配意を望む。

二 本校に機関課程を設置することについては、前回の監査で指摘したとおりで、地元並びに業界の強い要望もあるのですが、早期実現につき当局の考究善処を望む。

なお、漁撈課程並びに製造課程の生徒数は、現在定員を相当数上廻って入学している実情にあるのでこれが、定員の増加についても考りよ、の要がある。

三 本年度実習会計の収支状況は収入額、製餅関係三百六十六万四千三百四十七円、漁撈関係三百六十五万二

千八百二十九円計七百三十一万七千七百七十六円に対し支出額は八百六万三千九百六十一円で差引七十四万六千七百八十五円の赤字となっている。この主な原因は特別会計実習費振興基金より百二十万円を借入れて、自動真空巻締機、横置多管式汽缶等製造工場の設備の充実を図ったためである。

実習教育の運営については、とくに漁獲期に支配される関係もあり、教育教科との調製については一層配意の要がある。

また製造実習における使用材料の出納、施設提供の際の使用料の収納等事務処理について、検討を要する点も見受けられたので適正処理についても努力されたい。

四 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 収入した現金は会計規則に基き速かに金庫に納入すること。
- 2 予算流用は適法に実施すること。

3 宿日直手当支給に検討を要するものがあつた。
4 漁撈科操業日誌の漁獲高の記載は確実に記載すると共に、生産物の引継は厳正を期すること。

法勝寺農業高等学校 昭和三十四年九月十六日 監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 井 上 善 一

一 本校は新設校であるため施設設備は、県下高等学校のうちでも最も立遅れており、教育上少なからず支障を生じている。懸案となっていた体育館は昭和三十四年度に建築が決定していたが、被服室、理科準備室等特別教室が不足し、また宿直室は衛生室と兼用し、しかも小使室にも利用している実情であり、農具舎、更衣室、総合畜舎等実習施設も必要に迫まられているので、これら諸施設の逐次整備につき当局の配意を望む。

なお、一部彩光の悪い教室があつたが、生徒の健康管理上から照明設備の要がある。

二 屋外運動場は狭いので各種競技に支障を生じており、幸い地元町及び関係団体等の協力を得て、拡張計画の促進に努力中であつたが早期実現を望む。

三 校舎前側の国有畑地百九十八平方米の使用については、依然として耕作者との話し合いがつかず未解決であつたが、早期解決に努められたい。

四 実習地は遠距離に散在しているため、実習教育及び管理上大きな隘路となつているので、地元関係者の協力を得て集団化になお一層努力されたい。

五 農業実習会計については、各生産部門別に綿密な耕種設計に基いて運営に努力が払われれるが、生産物の収獲量の把握、引継処分に明確を欠ぐもの、事務処理に検討を要するものが見受けられたので、これが適正化に努力されたい。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 生徒の退学、除籍処分に検討を要するものがあった。

2 分収造林の契約内容に検討を要するものがあった。なお、未契約分については、早期締結すること。

3 耕うん機使用に伴う調定事務が遅れていると共に、これが事務処理の改善を必要と認めた。

4 生産物の校内販売事務につき考究を要するものがあった。

5 生産物売払に伴う調定事務の遅れているものがあった。

鳥取ろう学校 昭和三十四年九月二十二日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 本年度二百三十三万余円で普通教室二教室と被服室調理室を完成したほか、小学部低学年教室の床張り、国庫負担による補聴器等施設設備の整備充実を図るとともに、玄関前の造園等環境の整備にも努力していたが、なお、特別教室は狭いであり、また体育館、給食室、寄宿舎等の施設がないので、逐次これら諸施設

の整備について当局の配意を望む。

なお、被服室及び調理室の設備も殆んど皆無につき、これについても早期充実の要がある。

二 昨年五月「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の施行によって、本校においても教職員の増加を見たが、文部省基準に対しなお、三名不足している。斯教育の振興を図るには有資格教員の確保が先決課題であり、職員研修強化もまた緊要と認められるので、専門教員の増加と研修費の配当について考り、よの要がある。なお、表具科の教員は依然として欠員のままであるが、早期に補充して職業教育の徹底を期されたい。

三 職業教育については、現在木材工芸科、表具科、被服科を設置して運営しているが、全国的に設置率が高くしかもろう者に最も適職といわれる理容科の設置についても検討善処の要がある。

四 昭和三十四年九月一日現在の在籍生徒数は一一八名で、年年減少の傾向にある。また推定就学率は全国平

均を下廻っており、未就学者は相当数あることが推定されるので入学勧奨について、関係機関と緊密なる連携いのもとにさらに、強力な対策が肝要と認められた。

五 校舎の雨もりは依然放置されている。また消化用モニターも破損して使用不能の状態にあるので、早期修繕すべきである。

六 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

1 物品出納簿の整理は厳格に実施のこと。

2 就学奨励費支払の事務処理に検討を要すると共に交付簿の記載は正確を期すること。

鳥取盲学校 昭和三十四年九月二十九日監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

一 施設整備については、普通教室四教室、普通科特別教室寄宿舎等の不足解消と体育館の建設が懸案となつているが、財政事情のため何れも実現を見ず学校運営に少からず支障を生じているので、これら諸施設の逐

次整備について当局の配意を望む。

なお、校舎の雨もりはまだ放置されているが早期補修に努められたい。

二 本校は義務制小学部及び中学部のほか、高等部及び同専攻科において運営されているが中途失明者で、相当の学力を有する者に対する職業教育の捷徑として、別科を設けることも必要と思われ、ので、当局の検討を望む。

三 入学勸奨については、ろう学校と同様未就学者の実態を、あ、くして、入学勸奨に強力な対策が必要と認められた。

四 高等部生得に対する生活保護法運営上の行政措置と、就学奨励法の拡大適用については、前回の監査で指摘したとおりで、本年度から何れも若干考り、よが払われているようであったが国に対しさらに、強力に要請すべきである。

五 需要経費は教材費を除けば僅かに二十数万円で、とくに冬季暖房用石炭の必要量三六トンに対し、現予算

は六トン程度しか計上されず学習活動に支障を生じていたが、PTA等外部団体に援助を望めない本校の如きに対しては、特別な増配につき考り、よの要がある。

六 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 宿日直手当支給に検討を要するものがあつた。
- 2 出勤簿の整理は厳正を期すること。
- 3 予算の流用は適法に実施すること。

鳥取県遺族連合会 昭和三十四年九月二十九日監査
 監査委員 松 本 利 治
 同 萩 原 治 郎

本連合会は昭和二十一年県遺族連合会として発足し、戦争犠牲者遺族の相互扶助、慰しや、救済等の業務を実施し今日に至っている。この間県は、これら各種事業の円滑なる運営を図らしめる目的をもって、五百六十八万円(自昭和二十六年年度)の委託金及び補助金を交付している(至昭和三十三年年度)の委託金及び補助金を交付している。今回の監査は設立後における業務の運営状況等につき実施した。

その結果連合会は目的達成と遺族の相互扶助等の業務の推進に努めているものと認めた。

業務の概況並びに意見は、概ね次のとおりである。

一 設立主旨並びに組織機構について

1 本連合会は、県内における戦争犠牲者遺族の相互扶助、慰しや、救済等の業務を主体とし、もって社会福祉に貢献することを、目的としている任意団体である。

2 役員は理事二二名(各市郡より二名宛選出)のうちより、会長一名、副会長二名、幹事二名をもって構成し、事務局長(理事が兼務)のほか職員一名を置いている。

二 委託金及び補助金の交付状況について

昭和二十六年度 六五〇、〇〇〇円 委託金
 〳〳二十七〳 三五〇、〇〇〇 〳〳

〳	二十八〳	七五〇、〇〇〇	〳〳
〳	二十九〳	九八〇、〇〇〇	〳〳
〳	三十〳	八五〇、〇〇〇	〳〳
〳	三十一〳	六五〇、〇〇〇	〳〳
〳	三十二〳	六五〇、〇〇〇	〳〳
〳	三十三〳	八〇〇、〇〇〇	補助金
計	五、六八〇、〇〇〇		

を交付しているが、このほか連合会において、遺族一世帯当り五〇円(三十三年度における世帯数二二、〇五〇)宛の抛出金(昭和三十三年度分六〇〇、〇〇〇円)をもって、連合会の運営費に充てている。

三 業務の実施状況

本会は、各市郡単位に連合会を設け各種事業を実施するほか、昭和三十三年度における主なる事業は

期 間	事 業 名	対 象 者	場 所	所 要 経 費
三三、四、二二	遺族慰しや事業(春の護国神社大祭)	戦没者遺族	鳥取市	二回分 二〇〇、〇〇〇

三三、九、二二	遺族慰しや事業(秋の護国神社大祭)	〃	〃	
三三、七、二八	靖国神社参拝	戦没者未亡人	東京都	五五〇、〇〇〇
三三、一二、一四	県遺族大会	戦没者遺族	松崎	三五、〇一〇
三四、一、一六	全国代表派遣大会	〃	東京都	二四、三五五
計				八〇九、三六五

で概ね補助目的に副った事業が実施されているものと認められた。

四 その他について

- 1 各世帯別に割当している拠出金の未収金(昭和三十三年で三六、一六〇円)の早期整理の要がある。
- 2 本年度より戦没者遺族援護の措置として、日本遺族会より資金借受をもって、高等学校進学遺児に対し、奨学金の貸付(監査時現在九名で一人一ヶ月五

〇〇円)を実施しているが、資金が少いたため運営費をもって、貸付している実状につき、これが資金わくの拡大につき関係当局の善処を望む。

3 監査時において護国神社敷地内に連合会事務所を兼ねた県遺族会館(総事業費一八五万円、遺族世帯負担一八五万円、県補助予算額一〇〇万円)を建設中であつたが、これが早期活用につき配りよを望む。

昭和四年四月... 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 取 印 刷 所
鳥取県鳥取市東町 取 印 刷 所